

改正後の申込みが可能な世帯構成の範囲

申込者、申込者の配偶者、申込者のライフパートナー及びこれらの者の3親等内の親族
 (※右上の数字は申込者、申込者の配偶者又は申込者のライフパートナーから見た親等数)

